

川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則（昭和 31 年川崎市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 4 条に規定する認定の申請をしている場合等他の制度により授業料に相当する金額を授業料に係る債権に充てることにより徴収することとなるときには適用しない。

第 4 条第 1 項中「（平成 22 年法律第 18 号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

他の制度により授業料に相当する金額を授業料に係る債権に充てることにより徴収することとなるときには、授業料を徴収する期限に係る規定を適用しないこととするため、この規則を制定するものである。

川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則 新旧対照表

改正後	改正前
(授業料の徴収) 第2条 授業料は、4月から9月までの月分の授業料を9月30日までに、10月から翌年3月までの月分の授業料を同年1月31日までに、それぞれ徴収する。 2 前項の規定は、<u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条に規定する認定の申請をしている場合等他の制度により授業料に相当する金額を授業料に係る債権に充てることにより徴収することとなるときには適用しない。</u> 第3条 略 (授業料等減免の申請) 第4条 第8条の規定により入学選考料、入学料又は授業料（以下「授業料等」という。）の減免を受けようとする者は、授業料等免除申請書（第1号様式(1)）又は授業料等減額申請書（第1号様式(2)）に、申請の理由を証明する書類を添付し、校長を経て、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、授業料の減免を受けようとする者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 2 校長は、前項の申請書を受理したときは、これに意見を付し、速やかに教育委員会に送付しなければならない。	(授業料の徴収) 第2条 授業料は、4月から9月までの月分の授業料を9月30日までに、10月から翌年3月までの月分の授業料を同年1月31日までに、それぞれ徴収する。 (新設) 第3条 略 (授業料等減免の申請) 第4条 第8条の規定により入学選考料、入学料又は授業料（以下「授業料等」という。）の減免を受けようとする者は、授業料等免除申請書（第1号様式(1)）又は授業料等減額申請書（第1号様式(2)）に、申請の理由を証明する書類を添付し、校長を経て、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、授業料の減免を受けようとする者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律<u>（平成22年法律第18号）</u>第3条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 2 校長は、前項の申請書を受理したときは、これに意見を付し、速やかに教育委員会に送付しなければならない。